

平成30年度決算
財務書類の概要
(統一的な基準)

都城市 総合政策部 財政課

目 次

I 都城市の財務書類の公表について

1	地方公会計制度の概要	1
2	都城市の取り組み	2
3	統一的な基準の特徴	2
4	作成基準日	2
5	作成対象とする範囲	3

II 一般会計等財務書類

1	貸借対照表	4
2	行政コスト計算書	7
3	純資産変動計算書	9
4	資金収支計算書	11

III 全体会計・連結会計財務書類

1	貸借対照表	12
2	行政コスト計算書	13
3	純資産変動計算書	13
4	資金収支計算書	14

IV 財務書類分析

1	資産形成度	15
2	世代間公平性	16
3	持続可能性	16
4	効率性	17
5	自律性	17

I 都城市の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

従来、国・地方公共団体の公会計制度は、現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところがこの単式簿記には、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比較すると、過去から積み上げた資産や負債などのストック情報を把握できない、会計手続における減価償却や引当金等の概念を持たないといった弱点がありました。そこで、財政の透明性を高め、国・地方公共団体の国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の作成及び開示が推進されてきました。

そのような中、平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立し、同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には、平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、国・総務省から地方公共団体に対する要請が行われました。

この要請に基づき各団体において公会計の整備が進められましたが、新地方公会計制度の導入にあたり、総務省からは「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」という二つのモデルが示されていました。さらに東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式というように各団体が異なる方式により整備した結果、団体間での比較ができないという問題が生じていました。

このため総務省から平成25年8月「新地方公会計制度研究会 中間とりまとめ」、平成26年3月「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」及び「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」の公表を経て、平成27年1月に「統一的な基準」による地方公会計の整備方針が示され、平成30年3月までに全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類を作成・開示するよう要請がなされました。

2 都城市の取り組み

こうした状況の中、都城市では、平成27年度決算から、固定資産台帳の整備を行い、統一的な基準による財務書類を作成しました。一般会計等、全体会計及び、連結会計までの財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。市民にとっても都城市の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと期待されます。

3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の主な特徴として3点挙げることができます。

- ①発生主義・複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としています。今回の平成30年度決算分では平成31年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲

連結会計	全体会計	一般会計等	一般会計	
			特別会計	整備墓地特別会計
		介護保険特別会計		
		国民健康保険特別会計（事業勘定）		
		国民健康保険特別会計（診療施設勘定）		
		後期高齢者医療特別会計		
		食肉センター特別会計		
		公設地方卸売市場事業特別会計		
		工業用地造成事業特別会計		
		電気事業特別会計		
	公営企業会計	水道事業会計		
		公共下水道事業会計		
		農業集落排水事業会計		
	地方公社第三セクター	都城市土地開発公社		
		公益財団法人 都城市文化振興財団		
		社会福祉法人 常陽社会福祉事業団		
		都城ぼんち地域振興株式会社		
		都城まちづくり株式会社		
		一般財団法人 都城圏域地場産業振興センター		
		一般財団法人 都城市体育協会		
一部事務組合	宮崎県後期高齢者医療広域連合（一般会計）			
	宮崎県後期高齢者医療広域連合（特別会計）			
	市町村総合事務組合（自治会館管理運営事業）			
	市町村総合事務組合（交通災害共済事業）			

※全体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計のことを指し、連結会計とは、全体会計に一部事務組合などの関係団体を含めたものを指します。

公営企業会計への移行期間中、連結対象から除外していた公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計について、移行完了に伴い平成29年度決算分から連結に含めています。

また、簡易水道会計、御池簡易水道会計については、公営企業会計移行後の令和元年度決算分から連結を行います。

Ⅱ 一般会計等財務書類

1 貸借対照表（平成31年3月31日現在）

従来の地方公共団体の決算書では、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況については把握することができますが、どれだけの資産や負債があるのか、というストックベースでの情報は分かりません。

貸借対照表により、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握することができます。左側の「資産」は、保有する資産の内容や額を記載しており、右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、又は国、県が負担した分となります。

(単位:百万円)

貸借対照表					
資産の部			負債及び純資産の部		
勘定科目	一般会計等		勘定科目	一般会計等	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	312,874	97.6%	1.固定負債	75,356	23.5%
(1)有形固定資産	273,288	85.2%	(1)地方債	64,307	20.1%
事業用資産	96,037	29.9%	(2)長期未払金	-	-
インフラ資産	170,331	53.1%	(3)退職手当引当金	10,904	3.4%
物品	6,920	2.2%	(4)損失補償等引当金	-	-
(2)無形固定資産	251	0.1%	(5)その他	145	0.0%
(3)投資その他の資産	39,335	12.3%	2.流動負債	8,791	2.7%
投資及び出資金	2,263	0.7%	(1)1年内償還予定地方債	7,697	2.4%
投資損失引当金	-	-	(2)未払金	-	-
長期延滞債権	640	0.2%	(3)未払費用	-	-
長期貸付金	420	0.1%	(4)前受金	-	-
基金	36,109	11.3%	(5)前受収益	-	-
その他	-	-	(6)賞与等引当金	736	0.2%
徴収不能引当金	△97	△0.0%	(7)預り金	283	0.1%
2.流動資産	7,821	2.4%	(8)その他	75	0.0%
(1)現金預金	3,562	1.1%			
(2)未収金	174	0.1%			
(3)短期貸付金	317	0.1%			
(4)基金	3,782	1.2%			
(5)棚卸資産	-	-			
(6)その他	-	-			
(7)徴収不能引当金	△14	△0.0%			
(8)繰延資産	-	-			
資産の部合計	320,696	100.0%	負債の部合計	84,147	26.2%
			(1)固定資産等形成分	316,974	
			(2)余剰分(不足分)	△80,425	
			(3)他団体出資等分		
			純資産の部合計	236,548	73.8%
			負債及び純資産の部合計	320,696	100.0%

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

これまでに都城市では、一般会計等ベースで約3,207億円の資産を形成してきています。その資産のうち、85.3%は土地や建物、工作物などの有形固定資産及びソフトウェアなどの無形固定資産で形成されています。また、基金は固定資産、流動資産合わせて約399億円所有しており、資産の12.4%を占めています。

一方で、将来世代が負担すべき負債は約841億円となっており、資産に対して26.2%となっています。負債の多くを占めるのは、地方債が約720億円、退職手当引当金が約109億円です。

純資産は形成した資産に対して負担の必要がない金額を指しており、資産に対して73.8%となっています。この中で、余剰分（不足分）が約△804億円となっていますが、これは基準日時点における金銭必要額を指しており、ほぼ全ての地方公共団体がマイナスになることが予想されます。

用語解説（用語は連結会計まで同じ考え方になります）

固定資産

事業用資産……公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産
（例：庁舎、学校、公民館、市営住宅、福祉施設、収益事業の施設など）

インフラ資産……社会基盤となる資産
（例：道路、橋、公園、上下水道施設など）

物品……車輛、物品、美術品、機械装置等

無形固定資産……ソフトウェア、ソフトウェア（リース）など

投資及び出資金……有価証券、出資金、出捐金

投資損失引当金……連結対象団体への出資金の実質価格が低下した場合に計上

長期延滞債権……滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金……自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
（流動資産に区分されるもの以外）

基金……流動資産に区分される以外の基金（その他の基金・減債基金）

その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの（長期前払金、株式会社のその他の投資等）

徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
（不納欠損額）を見積もったもの（長期延滞債権）

流動資産

現金預金……現金や普通預金を指し、歳計外現金も含む

未収金……市税や使用料などの未収金

短期貸付金……貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの

基金……財政調整基金、減債基金

棚卸資産……売却を目的として保有している資産
その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの（前払金、仮払金など）
徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
（不納欠損額）を見積もったもの（未収金分）

固定負債

地方債……地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの及び、
土地開発公社、第三セクターの長期借入金
長期未払金……自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされる
もの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
退職手当引当金……原則期末自己都合要支給額
損失補償等引当金……履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、
地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた
将来負担額を計上
その他……上記以外の固定負債（長期性リース債務等）

流動負債

1年内償還予定地方債……地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還
予定のもの及び、土地開発公社、第三セクターの短期借入
金
未払金……基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、
又は合理的に見積もることができるもの
未払費用……一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時
点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えて
いないもの
前受金……基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の
履行を行っていないもの
前受収益……一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点にお
いて未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
賞与等引当金……基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び福利厚
生費
預り金……基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
その他……上記以外の流動負債（短期性リース債務等）

2 行政コスト計算書（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書に当たるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表しています。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほか、減価償却費や退職手当引当金といった現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純行政コストは、受益者負担以外の市税や地方交付税、国庫支出金及び県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、行財政活動の効率化につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

（単位：百万円）

行政コスト計算書		
勘定科目	一般会計等	
	金額	割合
経常費用	76,242	100.0%
1.業務費用	45,962	60.3%
(1)人件費	10,869	14.3%
(2)物件費等	33,761	44.3%
内、減価償却費	11,673	15.3%
(3)その他の業務費用	1,332	1.7%
2.移転費用	30,280	39.7%
(1)補助金等	12,200	16.0%
(2)社会保障給付	12,479	16.4%
(3)他会計への繰出金	5,234	6.9%
(4)その他	368	0.5%
経常収益	2,284	3.0%
1.使用料及び手数料	1,017	
2.その他	1,267	
純経常行政コスト	73,959	
臨時損失	786	
臨時利益	230	
純行政コスト	74,515	

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

毎年継続的に発生する費用である経常費用は約762億円となっています。業務費用と移転費用に分かれており、人件費や物件費などの業務費用が約459億円で60.3%、補助金や他会計への繰入金など外部へ支出される移転費用が約303億円で39.7%となっています。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定資産の1年間の価値の目減り分である減価償却費は約117億円計上されています。

一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などが該当する経常収益は約23億円となっており、経常費用に対して3.0%となっています。この数字は将来的には受益者負担が適正かどうかを検討する場合の一つの材料として使用することが考えられます。

臨時的に発生した損益を含めて、最終的な行政コスト（純行政コスト）は約745億円となっています。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては純資産変動計算書で表されます。

用語解説

経常費用

業務費用

人件費 ……職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など

物件費等 ……職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等の維持修繕にかかる経費や有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費など

その他の業務費用 ……支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など

移転費用 ……住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への繰出金等

経常収益

使用料及び手数料 ……財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭

その他 ……過料、預金利子、売上収益等

臨時損失 ……災害復旧事業費、資産除売却損など

臨時利益 ……資産売却益など

3 純資産変動計算書（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したか、を表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書には計上されていない、税金等、国県等補助金が、本表の財源の欄に計上されています。行政コスト計算書の「純行政コスト」がマイナス要因として表示され、財源である税金等、国県等補助金で賄えたかを表したものです。

（単位：百万円）

純資産変動計算書	
勘定科目	一般会計等
	金額
前年度末純資産残高	239,283
1.純行政コスト	△74,515
2.財源	72,061
(1)税金等	52,612
(2)国県等補助金	19,449
本年度差額	△2,454
固定資産の変動(内部変動)	-
資産評価差額	△13
無償所管換等	△267
その他	0
本年度純資産変動額	△2,734
本年度末純資産残高	236,548

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

行政コスト計算書で計算された純行政コスト約745億円に対して、市税や各種交付金、分担金や負担金、他会計からの繰入金である税金等は約526億円、国県からの補助金が194億円となっており、純行政コストと財源の差額は約25億円の赤字となっています。

また、無償で取得した資産等の増減を加味した本年度純資産変動額は約△27億円となっており、これは現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を消費したことを意味するものです。

なお、本年度純資産変動額には減価償却費などの非資金仕訳が含まれるため資金収支計算書の本年度資金収支額とは一致しません。

用語解説

前年度末純資産残高……前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

純行政コスト……………行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、
資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算
書の「純行政コスト」と一致）

財源

税収等……………地方税、地方交付税、地方譲与税など

国県等補助金……………国庫支出金及び都道府県支出金など

資産評価差額……………有価証券等の評価差額

無償所管換等……………無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額など

その他……………上記以外の純資産の変動

4 資金収支計算書（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分に分け、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の金融資産の資金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行う上での収入と支出を表しています。投資活動収支は、主に固定資産形成に関する収入と支出を表しています。財務活動収支とは、地方債等の借入や元金償還に関する支出を表しています。

（単位：百万円）

資金収支計算書	
勘定科目	一般会計等 金額
1.業務活動収支	7,688
業務支出	64,295
内、支払利息支出	404
業務収入	72,625
臨時支出	703
臨時収入	61
2.投資活動収支	△3,887
投資活動支出	18,977
投資活動収入	15,089
基礎的財政収支	3,780
3.財務活動収支	△2,520
財務活動支出	8,289
財務活動収入	5,769
本年度資金収支額	1,280
前年度末資金残高	1,998
本年度末資金残高	3,278
本年度末歳計外現金高	283
本年度末現金預金残高	3,562

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

経常的な業務活動収支においては、約77億円の黒字となっています。それに対し、投資活動収支は約39億円の赤字となっています。

主な投資活動支出として、公共施設等整備費支出で約57億円、基金の積立支出が約110億円あります。主な投資活動収入として、公共施設整備に係る補助金が約16億円、基金の取崩収入が114億円あります。

財務活動収支は市債の償還と発行が関わっており、約25億円の赤字となっています。これは、市債を発行した額が償還額よりも少なかったためであり、貸借対照表の負債である地方債の総額の減少につながっています。

Ⅲ 全体会計・連結会計財務書類

「Ⅰ 都城市の財務書類の公表について（5 作成対象とする範囲）」でも述べたとおり、全体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、全体会計に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

1 貸借対照表（平成31年3月31日現在）

（単位：百万円）

貸借対照表									
勘定科目	資産の部				負債及び純資産の部				
	全体会計		連結会計		勘定科目	全体会計		連結会計	
	金額	割合	金額	割合		金額	割合	金額	割合
1.固定資産	388,588	96.4%	391,293	95.4%	1.固定負債	130,763	32.4%	131,763	32.1%
(1)有形固定資産	346,180	85.9%	347,399	84.7%	(1)地方債	93,502	23.2%	94,305	23.0%
事業用資産	99,112	24.6%	100,301	24.5%	(2)長期未払金	-	-	-	-
インフラ資産	233,964	58.0%	233,964	57.0%	(3)退職手当引当金	11,406	2.8%	11,496	2.8%
物品	13,104	3.3%	13,134	3.2%	(4)損失補償等引当金	-	-	-	-
(2)無形固定資産	265	0.1%	275	0.1%	(5)その他	25,855	6.4%	25,963	6.3%
(3)投資その他の資産	42,144	10.5%	43,619	10.6%	2.流動負債	12,021	3.0%	12,491	3.0%
投資及び出資金	594	0.1%	412	0.1%	(1)1年内償還予定地方債	9,852	2.4%	9,878	2.4%
投資損失引当金	-	-	-	-	(2)未払金	956	0.2%	1,291	0.3%
長期延滞債権	1,416	0.4%	1,419	0.3%	(3)未払費用	-	-	14	0.0%
長期貸付金	420	0.1%	420	0.1%	(4)前受金	-	-	17	0.0%
基金	39,894	9.9%	41,527	10.1%	(5)前受収益	-	-	-	-
その他	-	-	22	0.0%	(6)賞与等引当金	824	0.2%	861	0.2%
徴収不能引当金	△180	△0.0%	△180	△0.0%	(7)預り金	297	0.1%	331	0.1%
2.流動資産	14,460	3.6%	18,832	4.6%	(8)その他	93	0.0%	98	0.0%
(1)現金預金	8,319	2.1%	11,055	2.7%	負債の部合計	142,784	35.4%	144,254	35.2%
(2)未収金	1,061	0.3%	1,202	0.3%	(1)固定資産等形成分	392,687		395,392	
(3)短期貸付金	317	0.1%	317	0.1%	(2)余剰分(不足分)	△132,423		△130,089	
(4)基金	3,782	0.9%	3,782	0.9%	(3)他団体出資等分	-		567	
(5)棚卸資産	698	0.2%	2,164	0.5%	純資産の部合計	260,264	64.6%	265,871	64.8%
(6)その他	370	0.1%	400	0.1%	負債及び純資産の部合計	403,048	100.0%	410,125	100.0%
(7)徴収不能引当金	△87	△0.0%	△87	△0.0%					
(8)繰延資産	-	-	-	-					
資産の部合計	403,048	100.0%	410,125	100.0%					

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

2 行政コスト計算書（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

（単位：百万円）

行政コスト計算書				
勘定科目	全体会計		連結会計	
	金額	割合	金額	割合
経常費用	114,362	100.0%	136,226	100.0%
1.業務費用	53,870	47.1%	56,771	41.7%
(1)人件費	11,993	10.5%	13,494	9.9%
(2)物件費等	39,029	34.1%	39,775	29.2%
内、減価償却費	14,555	12.7%	14,637	10.7%
(3)その他の業務費用	2,848	2.5%	3,503	2.6%
2.移転費用	60,492	52.9%	79,454	58.3%
(1)補助金等	47,616	41.6%	66,530	48.8%
(2)社会保障給付	12,505	10.9%	12,505	9.2%
(3)他会計への繰出金	-	-	-	-
(4)その他	371	0.3%	420	0.3%
経常収益	6,509	5.7%	8,540	6.3%
1.使用料及び手数料	4,327		4,401	
2.その他	2,182		4,140	
純経常行政コスト	107,853		127,685	
臨時損失	999		999	
臨時利益	385		372	
純行政コスト	108,467		128,313	

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

3 純資産変動計算書（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

（単位：百万円）

純資産変動計算書		
勘定科目	全体会計	連結会計
	金額	金額
前年度末純資産残高	262,522	268,009
1.純行政コスト	△108,467	△128,313
2.財源	106,399	126,339
(1) 税金等	65,345	74,711
(2) 国県等補助金	41,055	51,628
本年度差額	△2,068	△1,974
固定資産の変動(内部変動)	-	-
資産評価差額	△13	△13
無償所管換等	1,572	1,599
他団体出資等分の増加	-	-
他団体出資等分の減少	-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-	-
その他	△1,749	△1,750
本年度純資産変動額	△2,258	△2,138
本年度末純資産残高	260,264	265,871

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

4 資金収支計算書（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

（単位：百万円）

資金収支計算書		
勘定科目	全体会計	連結会計
	金額	金額
1.業務活動収支	9,312	9,149
業務支出	99,991	122,147
内、支払利息支出	999	999
業務収入	109,988	131,982
臨時支出	866	866
臨時収入	181	181
2.投資活動収支	△5,604	△5,808
投資活動支出	20,952	21,239
投資活動収入	15,348	15,431
基礎的財政収支	4,910	4,700
3.財務活動収支	△3,211	△2,811
財務活動支出	10,569	10,724
財務活動収入	7,359	7,913
本年度資金収支額	498	530
前年度末資金残高	7,538	10,241
比例連結割合変更に伴う差額	-	-
本年度末資金残高	8,036	10,771
本年度末歳計外現金高	283	283
本年度末現金預金残高	8,319	11,055

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

IV 財務書類分析

平成30年3月公表の総務省『地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書』にて、分析の視点という形で5項目の視点に対する指標が示されています。

今回の指標につきましては一般会計等財務書類から金額を引用し、『地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書』にある計算式により算出しています。

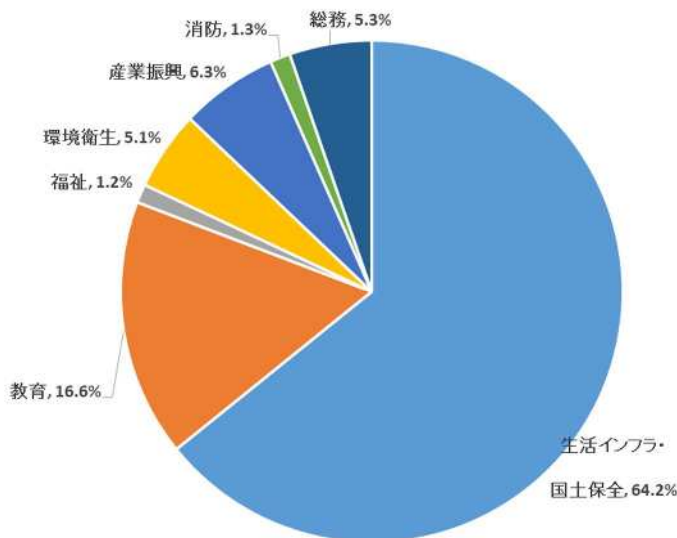
1 資産形成度

資産形成度は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を表したものです。決算統計でも財政指標が既にありますが、いずれも資産形成度を表す指標ではないため、資産形成度に関する指標は財務書類を作成することによって初めて得られるものです。

貸借対照表は、資産の部において地方公共団体の保有する資産のストック情報を一覧表示しており、これを住民一人当たり資産額や有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、資産老朽化比率といった指標を用いてさらに分析することにより、住民等に対して新たな情報を提供するものといえます。

指 標		平成29年度	平成30年度
1. 資産形成度 将来世代に残る資産は どれくらいあるのか	①住民一人当たり資産額	1,974千円	1,952千円
	②歳入額対資産比率	3.3	3.3
	③有形固定資産減価償却率	57.4%	58.8%
	④有形固定資産の行政目的別割合		表1参照

表1 平成30年度 有形固定資産の行政目的別割合



2 世代間公平性

世代間公平性は、「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を表したもので、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされるものです。

世代間公平性を表す指標としては、地方財政健全化法における将来負担比率もありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスが適切に保たれているのか、どのように推移しているのかを端的に把握することを可能にするものであります。

ただし、将来世代の負担となる地方債の発行については、原則として将来にわたって受益の及ぶ施設の建設等の資産形成に充てることができるものであり（建設公債主義）、その償還年限も、当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされています（地方財政法第5条及び第5条の2）。したがって、地方財政においては、受益と負担のバランスや地方公共団体の財政規律が一定程度確保されるように既に制度設計されていることにも留意しておく必要があります。なお、地方債の中には、その償還金に対して地方交付税措置が講じられているものがあるため、この点にも留意が必要です。

指 標		平成29年度	平成30年度
2. 世代間公平性 将来世代と現世代との 負担の分担は適切か	①純資産比率	73.4%	73.8%
	②社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)	26.6%	26.3%

3 持続可能性（健全性）

持続可能性（健全性）は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」を表しており、財政運営に関する本質的な視点です。

貸借対照表においては、退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることとなります。

指 標		平成29年度	平成30年度
3. 持続可能性 財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	①住民一人当たり負債額	525千円	512千円
	②基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	1,672,527千円	4,204,351千円
	③債務償還可能年数	8.1年	7.7年

4 効率性

効率性は、「行政サービスは効率的に提供されているか」を表しています。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり（同法第2条第14項）、財政の持続可能性と並んで住民の関心が高い視点です。

行政の効率性については、多くの地方公共団体で取り組んでいる行政評価において個別に分析が行われているものと考えられますが、行政コスト計算書は地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化を目指す際に不可欠な情報を一括して提供するものです。

行政コスト計算書においては、住民一人当たり行政コストや性質別・行政目的別行政コストといった指標を用いることによって、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となります。

指 標		平成29年度	平成30年度
4. 効率性 行政サービスは効率的に提供されているか	住民一人当たり行政コスト	440千円	454千円

5 自律性

自律性は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」といった住民等の関心に基づくものです。

これは、地方公共団体の財政構造の自律性に関するものであり、財務書類についても、行政コスト計算書において使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

指 標		平成29年度	平成30年度
5. 自律性 歳入はどのくらい税収等で賄われているか(受益者負担の水準はどうなっているか)	受益者負担の割合	3.3%	3.0%